

# インターネット選挙運動について



政党や候補者だけではなく有権者もインターネットを使った選挙運動ができます。  
ただし、禁止されていることもあるので、注意しましょう。



インターネットを使って出来ること・  
できないことを確認しよう！



有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党等以外の方はできません。

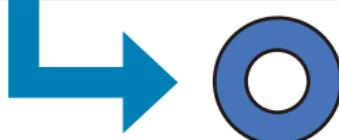
## ウェブサイト等



△△太郎

(□□ @ × × .ne.jp)

今回の選挙では、  
○○さんを当選させましょう！



ツイッターのユーザー名や返信用フォームのURLなど、その者に直接連絡を取るために必要な情報を表示しなければならない。

## 電子メール

△△太郎 <□□ @ × × .ne.jp>

今回の選挙では、  
○○さんを当選させましょう！



- 候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送する事も禁止。
- 選挙運動用ホームページや候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メール等を印刷して頒布することも禁止。



選挙運動は、選挙期間内（公示・告示日から投票日の前日まで）でしかできません。

18歳未満の方は選挙運動をすることができません。